

補助事業計画書・成果報告書－1

計画 平成27年 4月 1日 策定

平成 年 月 日 修正

成果報告 令和2年 5月31日 報告

担当課

子育て支援課

補助金等の名称	佐倉市民間学童保育所放射性物質対策事業補助金				
---------	------------------------	--	--	--	--

予算科目	一般会計	款	3	項	3	目	6
------	------	---	---	---	---	---	---

予算事業名	放射性物質対策事業(児童センター分)
-------	--------------------

実施計画の位置づけ	
-----------	--

補助金分類	
-------	--

国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接	国県補助なし	千円
---------	---------------	--------	----

交付先	佐倉市内の民間学童保育所
-----	--------------

支出根拠規定	佐倉市民間学童保育所放射性物質対策事業補助金交付要綱
--------	----------------------------

補助の目的	佐倉市内の民間学童保育所に入所している児童に対する放射性物質による影響の低減を図る。
-------	--

補助の効果	児童が日常的に活動する民間学童保育所の園庭を除染することにより、児童が受ける放射線量を低減することができる。
-------	--

補助対象事業の具体的内容	対策目標値である毎時0.223 μ Svを超える空間放射線量が測定され、佐倉市放射性物質除染計画に記載された民間学童保育所の事業者が、同計画に基づいて実施する除染工事及び物品の購入に要する経費(砂場は工事費のみ)。
--------------	---

対象経費及び補助率	対象経費:除染工事及び物品の購入に要する費用 補助率等:10分の9又は100万円のいずれか少ない額
-----------	--

補助金額の根拠	補助率は、児童の安全確保を図るために補助金としては高い補助率とし、補助限度額は、市が積算した概算工事費により設定した。
---------	---

備考	
1/2を超えて補助、設立5年を超えて運営費補助する理由	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超える値が測定された民間学童保育所については、佐倉市放射性物質除染計画により、放射性物質による児童への影響を低減させなければならないため。
その他	

補助期間	平成27年 4月 1日～令和2年 3月31日
------	------------------------

補助事業計画書・成果報告書－2

		担当課	子育て支援課	
補助金等の名称		佐倉市民間学童保育所放射性物質対策事業補助金		
平成27年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	0	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超えた施設に対し、除染工事等による対策を実施するため。	0	
	成果達成状況の分析と今後の方策			
平成28年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	0	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超えた施設に対し、除染工事等による対策を実施するため。	0	
	成果達成状況の分析と今後の方策			
平成29年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	0	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超えた施設に対し、除染工事等による対策を実施するため。	0	
	成果達成状況の分析と今後の方策			
計画額は無いが、空間放射線量の測定により、基準値を超えた施設に対しては補助を行う。				
平成30年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	0	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超えた施設に対し、除染工事等による対策を実施するため。	0	
	成果達成状況の分析と今後の方策			
計画額は無いが、空間放射線量の測定により、基準値を超えた施設に対しては補助を行う。				
令和元年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	0	対策目標値である毎時0.223マイクロシーベルトを超えた施設に対し、除染工事等による対策を実施するため。	0	
	成果達成状況の分析と今後の方策			
計画額は無いが、空間放射線量の測定により、基準値を超えた施設に対しては補助を行う。				
計画期間終了後の最終的な目標値	除染工事による効果が確認されたので、引き続き定期的に空間放射線量を測定し、基準値を超えた施設に対しては補助を継続する。			
計画期間終了後の最終的な成果値	除染工事により効果が確認されているので、引き続き定期的に空間放射線量を測定し、基準値を超えた施設に対しては補助を実施する。			